

リスクアセスメント：測定を試料の採取場所と評価等

環境・健康

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化などを目的とした省令の改正が行われました。事業場における全ての労働者のばく露の程度を最小限度とすることを含めたリスク低減措置の実施のために、ばく露状況の評価は、事業場のばく露状況を包括的に評価できるものであることが望ましいことが技術上の指針で示されています。

リスクアセスメントにおける測定でのばく露状況を包括的に評価するための試料の採取場所と測定結果の評価等について下記に示しました。

試料の採取場所と測定結果の評価等

試料の採取場所	労働者がばく露される濃度が最も高いと想定される均等ばく露作業（※）のみならず、幅広い作業を対象として、当該作業に従事する労働者の呼吸域における物質の濃度の測定を行う。
測定結果の評価	測定結果を統計的に分析し、統計上の上側信頼限界（95%）を活用した評価や物質の濃度が最も高い時間帯に行う測定の結果を活用した評価を行うことが望ましい。
対象者の選定 実施時期 試料採取方法 分析方法	技術上の指針で定める確認測定に準じて行うことが望ましい。

※均等ばく露作業：労働者がばく露する物質の量がほぼ均一であると見込まれる作業であって、屋内作業場におけるものに限る。

kes サポート

課 題	kes サポート
ばく露濃度レベルの把握	◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング ◇数理モデル（CREATE-SIMPLE 等）による推定 等
有害性のリスク低減措置	◇排・換気装置の検査・改善・設置 ◇呼吸用保護具のフィットテスト 等
化学物質管理の支援	◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援 ◇労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）による支援